

基本額の特例について

鳥取県町村職員退職手当組合

1. 定年前早期退職特例措置

→「退職手当に関する条例」第5条の3

定年前15年以内に勤続20年以上の職員が、「応募認定退職」等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の給料月額を3%（最大45%）割増して基本額を算定します。

ただし、定年前の残年数が1年の場合は、2%の割増となります。

<例>

57歳で応募認定退職

→ 残年数は3年（定年60歳） → 割増9%（3%×3年）

58歳で応募認定退職

→ 残年数は2年（定年60歳） → 割増6%（3%×2年）

59歳で応募認定退職

→ 残年数は1年（定年60歳） → 割増2%（2%×1年）

2. 給料月額が減額されたことがある場合の特例

→「退職手当に関する条例」第5条の2、平成18年改正条例附則第7項

在職期間中に、給与改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合に、当該減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いものが、退職日給料月額よりも多いときは、基本額の計算方法の特例を適用します。ただし、平成18年3月31日以前の減額は対象外です。

<給料月額履歴の例 ①→⑤>

① H25. 3.31 時点 月額 300,000円

② H25. 4. 1 改定 月額 290,000円

③ H26. 1. 1 昇給 月額 295,000円（特定減額前給料月額）

④ H26. 4. 1 降格 月額 280,000円（減額日）

⑤ H26. 12. 31 退職 月額 280,000円（退職日給料月額）

※この例は説明用に作成したものであり、実際の級・号給等とは無関係です。

なお、例においてH25. 3. 31より前に減額はなかったものとみなします。

上の例の場合、④のみが「給与改定以外の理由により給料月額が減額された」場合にあたります（②は給与改定による減額です）。

また、「当該減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの」は③の昇給時の金額（295,000円）となります。

この③の金額が、退職日の⑤の金額（280,000円）よりも多いので、第5条の2が適用され、特例の計算方法をとることとなります。

給与改定による減額以外がない場合や、給与改定による減額以外があった場合でも、退職日給料月額の金額が最も多かった場合は、通常の計算方式で算出されます。